

鳥取県告示第 989 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字マクワ198の3、1007、1008、1013、1013の1、大字茗荷谷字タキ谷339の1、339の16から339の27まで、大字岩屋堂字寺山361、361の1から361の3まで、362から364まで、大字湯原字中野谷375から378まで、378の1、379、386の2、395、396、大字根安字向小谷口454の10(次の図に示す部分に限る。)、字向小谷520の7、521の2・521の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大字中原字花ノ木1072、1072の1、1072の2、1073から1076まで、1076の1、1077、1077の1、1078、1078の1、1078の2、字上ミノ谷1129の10から1129の13まで、1129の16から1129の18まで、1129の21から1129の23まで、1129の46

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り156の3、字上小坂255、258、259の1、259の2、字屋敷廻り上エ331の7、331の10から331の15まで、大字中原字下モン谷1112の1、1113、字上ミノ谷1120、1120の1、1121、1122の1、1122の2、1123、1124、1124の1、1124の3、1132の4、1136

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)